愛媛県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

（趣旨）

第１条　本県における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要項」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

（実施主体）

第２条　専門医療機関は、知事が選定する。

２　治療拠点機関は、前項により選定された専門医療機関のうちから知事が選定する。

（申請手続）

第３条　専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、知事に対し、申請書（様式1）及び添付書類を提出しなければならない。

２　前項の申請先は、愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課とする。

（選定基準）

第４条　専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準は、第１条の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。

２　国が前項に掲げる「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」を改正した場合には、知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを確認しなければならない。

３　前項の確認の結果、改正後の選定基準を満たさない保険医療機関は、第９条に定める選定の解除の手続きを行わなければならない。

（審査）

第５条　知事は、選定に係る申請書類を審査した結果、前条第１項の選定基準を満たしており、適当と認める場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

２　知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。

３　知事は、第１項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

（選定の通知）

第６条　知事は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合には、速やかに選定通知書（様式２）により選定したことを通知する。

（公表）

第７条　知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、県のホームページ上に掲載することによって公表する。

（選定基準の確認）

第８条　知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第４条の選定基準を満たしているかについて、適時、確認を行うことができる。

（選定の解除）

第９条　第４条の選定基準を満たさなくなった保険医療機関は、知事に対して速やかに辞退届（様式３）を提出しなければならない。

２　知事は、前項の辞退届を受理した時は、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書（様式４）により当該保険医療機関に通知する。

３　第１項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない保険医療機関に関し、前条に基づく確認により、第４条の選定基準を満たしていないことが判明した場合には、知事は職権によって選定の解除を行うことができる。

４　知事は、前項の規定により、職権で選定の解除を行った場合には、解除通知書（様式４）により当該保険医療機関に通知する。

附　則

　本要綱は、平成30年10月９日から施行する。